藻

類

THE BULLETIN OF JAPANESE SOCIETY OF PHYCOLOGY

昭和34年8月 August 1959

目次

アミジグサ目の形態発生	石西猪	井林野	慶長俊	三朗平	37
日本淡水産褐藻の1種 Heribaudiella fluviatilis (ARESCHOUG) SVEDELIUS の遊走細胞と生殖器官 についての二, 三の観察	熊広	野瀬	弘	茂幸	45
カワモズクのシャントランシア期に関する新知見	広瀬	瀬戸	弘良	幸三	52
越後能生及び近傍の海藻ノート (2)	斎	藤		譲	58
欧州を巡りて (II)	瀬	木	紀	男	63
学会錄事			11.		69

日本藻類學會 JAPANESE SOCIETY OF PHYCOLOGY

日本藻類学会々則

- 第1条 本会は日本藻類学会と称する。
- 第2条 本会は薬学の進歩普及を図り、併せて会員相互の連絡並に親睦を図ること を目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。
 - 1. 総会の開催 (年1回)
 - 2. 藻類に関する研究会, 講習会, 採集会等の開催
 - 3. 定期刊行物の発刊
 - 4. その他前条の目的を達するために必要な事業
- 第4条 本会の事務所は会長のもとにおく。
- 第5条 本会の事業年度は4月1日に始り、翌年3月31日に終る。
- 第6条 会員は次の3種とする。
 - 1. 普通会員 (藻類に関心をもち、本会の趣旨に賛同する個人又は団体で、役員 会の承認するもの)。
 - 2. 名誉会員(藻学の発達に貢献があり、本会の趣旨に賛同する個人で、役員会の推薦するもの)。
 - 3. 特別会員(本会の趣旨に賛同し、本会の発展に特に寄与した個人又は団体で、 役員会の推薦するもの)。
- 第7条 本会に入会するには、住所、氏名(団体名)、職業を記入した入会申込書を 会長に差出すものとする。
- 第8条 会員は毎年会費300円を前納するものとする。但し、名誉会員及び特別会員は会費を要しない。
- 第9条 本会には次の役員をおく。

会 長 1 名。 幹 事 若干名。 評議員 若干名。

役員の任期は2ヶ年とし重任することが出来る。但し、評議員は引続き3期選出されることは出来ない。

役員選出の規定は別に定める。(階則 第1条~第4条)

- 第10条 会長は会を代表し、会務の全体を統べる。幹事は会長の意を受けて日常の 会務を行う。
- 第11条 評議員は評議員会を構成し、会の要務に関し会長の諮問にあづかる。評議員会は会長が招集し、また文書をもつて、これに代えることが出来る。
- 第12条 本会は定期刊行物「藻類」を年3回刊行し、会員に無料で頒布する。 (附 則)
- 第 1 条 会長は総会に於いて会員中より選出される。幹事は会長が会員中よりこれ を指名する。
- 第2条 評議員の選出は次の二方法による。
 - 1. 各地区別に会員中より選出される。その定員は各地区1名とし、会員数が50名を越える地区では50名までごとに1名を加える。
 - 2. 総会に於いて会長が会員中より若干名を推薦する。但し、その数は全評議員の 1/3 を越えることは出来ない。

地区割は次の7地区とする。

北海道地区。東北地区。関東地区(新潟,長野,山梨を含む)。中部地区(三重を含む)。近幾地区、中国・四国地区。九州地区(沖縄を含む)。

- 第3条 会長及び幹事は評議員を兼任することは出来ない。
- 第 4 条 地区選出の評議員に欠員を生じた場合は、前任者の残余期間、次点者をもって充当する。
- 第5条 本会則は昭和33年10月26日より施行する。